厚生労働大臣登録検査機関

一般社団法人関西環境開発センタ

564-0053 吹田市江の木町17番1号 TEL06-6836-7652 FAX 06-6836-7653

簡易専用水道の定期検査受検のご案内

平素は、簡易専用水道の維持管理につき適正な措置を講じられ、水道水の衛生的安全管理 に努めておられることと存じます。

さて、水道法では水道事業体から給水される水のみを、10㎡を超えて貯水する水道施設を「簡易専用水道」と定め、設置者は年1回、厚生労働大臣に登録された検査機関による定期検査を受検(水道法第34条の2第2項)することが義務づけられています。

つきましては、検査依頼書を同封いたしますので、清潔で安全な水を確保するために、期 日内に受検されますようご案内申し上げます。

検査項目

- 1. 簡易専用水道に係る施設及びその管理の状態に関する検査
- 2. 給水栓における水質の検査(臭気、味、色、色度、濁度、残留塩素)
- 3. 書類の整理等に関する検査(給水設備の図面、貯水槽の清掃記録、その他管理記録) *検査にはご担当の方の立会いをお願いしております。

検査手数料 北大阪地区 1施設(1系統)につき、

- A. 高置水槽方式等による貯水槽水道施設 ・・・19,800円 (消費税 10%込)
- B. 加圧給水方式等による貯水槽水道施設 ・・・17,600円(消費税10%込)
- ※北大阪地区以外の地域につきましては、検査料金表(ホームページに記載)をご確認ください。
- 検査後、検査結果書と請求書を発行しますが、お支払は次の何れかでお願いいたします。 ≪取扱金融機関≫
- (1)郵便振替 ゆうちょ銀行 振替口座00910-7-27530
- (2)銀行振込* りそな銀行 千里北支店(普通預金) 1716640

*送金にかかる手数料は、ご依頼者でご負担いただきますようお願い致します。

申し込み方法

- ⇒必要事項をご記入のうえ、別紙依頼書を郵送又はFAXで当センター宛に返送して下さい。 検査の日時をご指定される方は依頼書にご記入下さい。都合により、ご希望の日時に検査 が実施出来ないときや特にご指定のない場合は、こちらから改めてお申込者へご連絡いた します。
- ⇒継続検査の場合は、直接お電話でのお申し込みにより、検査日時をご予約いただけます。
 - ・検査は土日祝には実施しておりません。
 - ・検査の時間帯は午前10:00~12:00/午後13:00~16:00です。

☞ご不明な点がございましたら当センター検査課または所管保健所までお問い合せ下さい。

<検査課; 06-6836-7652>

一般社団法人 関西環境開発センター 検査課 宛

[FAX 06-6836-7653]

₹

貯水槽水道 (簡易専用水道) 定期検査依頼書 小規模貯水槽水道

しい			
水道法第34条の2第2項の規定により、 及び判定基準に基づいた検査を依頼します。		下記施設において厚生労働省の定める検査事項	
NO INCEPTED IT TO ME TO SO TO		申込者 〒住 所	
		(会社名・所属)	
		氏 名 連絡先 TEL	印
1. 建築物の施設コート		FAX	
2. 建築物の名称			
3. 建築物の所在地			
4. 設置者 氏名 住所 TEL			
5. 管理者 氏名 住所 TEL			
6. 受水槽の有効容量	m³	簡易専用水道 給水開始届	
最近実施した貯水槽 の清掃年月日	年 月 日	貯水槽の清掃会社名	
前回の受検日 (前回の受検番号)		検査希望日(時間帯)	年 月 日
検査手数料支払方法 (番号に○をつけて下さい)	(1) 郵便振替	(2) 銀行振込	
※初回検査お申込の方は、施設登録しますので、 以外は必ずご記入下さい。			
※検査手数料の請求先が申込者と異なる場合は下記へご記入下さい。			
■検査手数料請求先(請求名義)			
■給杏結里聿お上び請求書の郵送先			